

城内小学校危機管理マニュアル

～学校における子どもたちの安全のために～

令和8年4月

岸和田市立城内小学校

不審者侵入の危機発生時の体制と対応

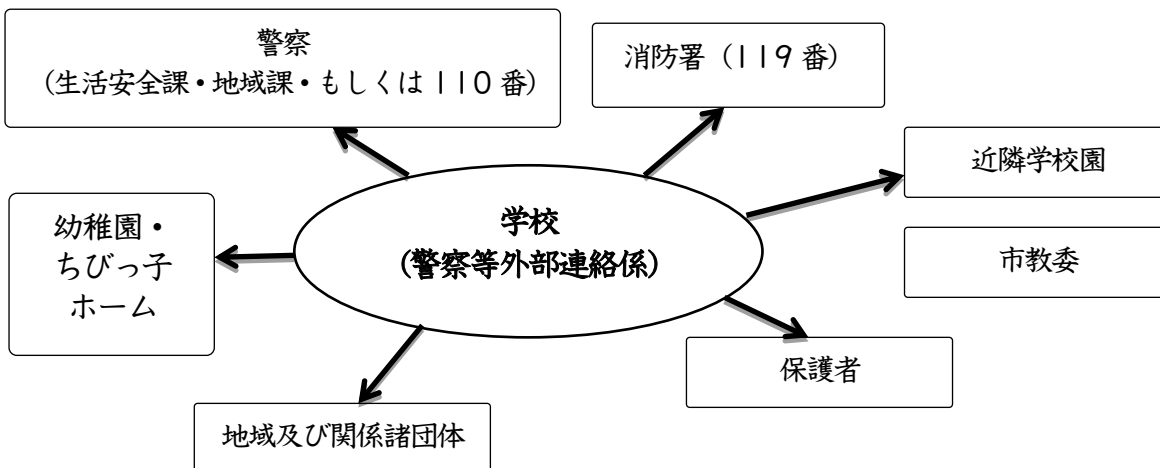
1. 不審者侵入への事前対策について

- ・児童が登校後、門は施錠しておく。施錠後の来校者の対応は職員室の職員が行う。
- ・来校者用の名札の徹底
- ・校内巡視の強化
- ・不審者対応の防犯訓練・防犯教室等の実施

2. 不審者侵入時における教室での対応等

- (1) 発見者（職員）は大声・各自の発音器・火災報知器・内線等で報せる。
- (2) 不審者から児童を遠ざけ、児童の安全確保をはかる。
- (3) 不審者監視役は、児童の安全を第一に考え、不審者から目を離さない。児童に危険が迫った場合は、机や椅子等で防戦する。

○ 連絡体制について



3. 不審者侵入の様子の違いの認識

- ・ただ、ふらふらと
- ・酒気帯び
- ・凶器を持たずに
- ・凶器を持って
- ・複数で

不審者への対応

ランク1 危険性を予知しない場合：

用件を尋ね、職員室等へ案内する。用件の不明確な時は退出を求める。いずれの時も同行する。

ランク2 危険の可能性が予知される場合：

必ず複数で対応し、緊急対応の体制をとる。必要があれば関係機関に連絡。

ランク3 刃物等の所持を確認した場合：

児童の安全確保に向けて全職員での体制をとる。緊急避難。警察への緊急出動を要請。

連絡網で緊急連絡。

4. 校内組織体制

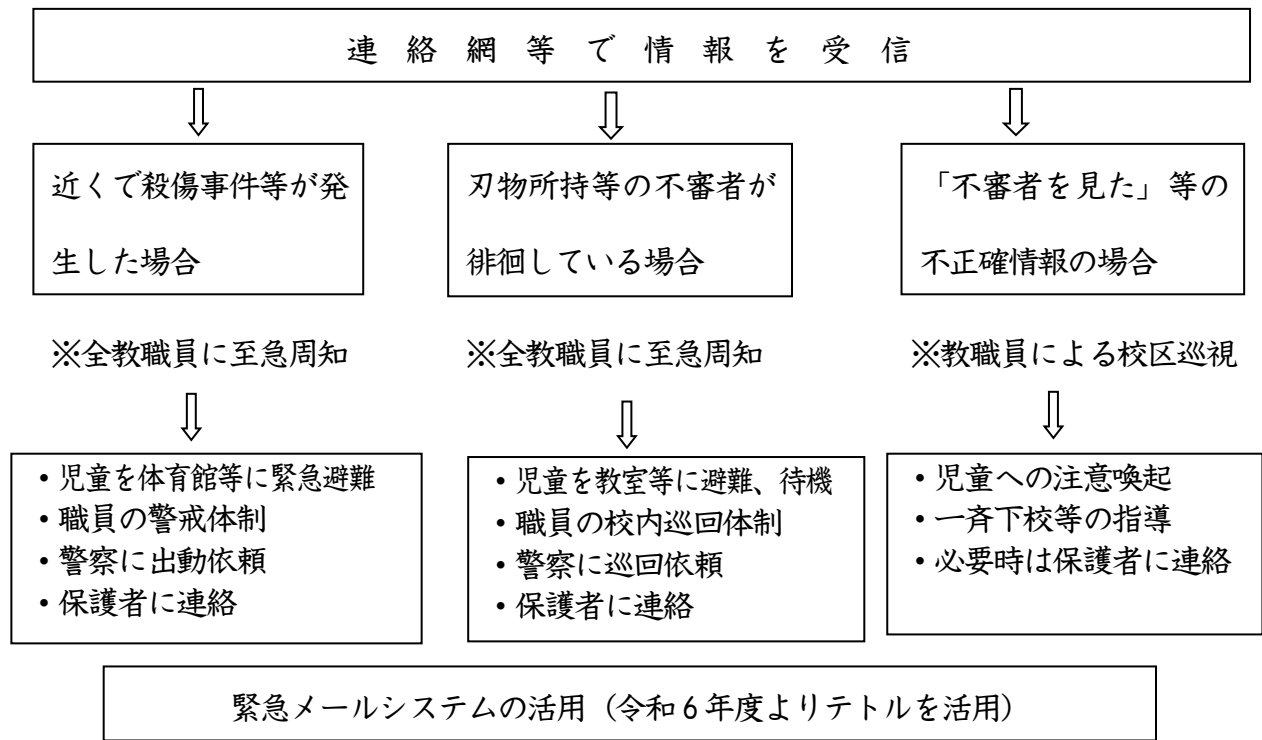
全体指揮(校長) 通報・要請連絡(教頭) 校内連絡(事務職員) 応急救護(養護教諭・栄養士)

不審者監視(首席 教務主任 各学年主任 統括主査)

避難誘導 1年教室(1年担任) 2年教室(2年担任) 3年教室(3年担任) 4年教室(4年担任)

5年教室(5年担任) 6年教室(6年担任) つぼみ(支援学級担任)あおぞら(通級指導教室担当者)

◎緊急の恐れがある場合の対応（近隣で事件発生等の場合）



5. 下校指導体制

ランク1 全員、一斉下校させる

ランク2 職員引率・管理のもと、一斉下校させる

ランク3 保護者に迎えを要請

（大規模な災害等で、一斉下校でも児童の安全確保が困難と判断した場合、警察等各関係機関からの指導で、下校を止められた場合）

授業時間の繰り上げ、もしくは繰り下げ

（校区内および近隣で凶悪犯が出没、潜伏、徘徊しているという情報を得た場合、台風に伴う警報が出た場合や、地震等の自然災害により、下校時に児童の安全確保が必要と判断した場合）

行方不明者の発生時の対応について

1. 下校後、家に帰っていない場合

連絡を受けた者が、管理職へ速やかに報告。その後は、管理職・生指の指揮のもとで対応。

放課後、活動をともにしていた児童と一緒に
下校した児童への聞き取り
公園や下校ルートを検索

確認事項
・校内に残っていないか確認
・下校時刻の確認

※連絡・家庭訪問
※関係機関への連絡（警察、消防、市教委、近隣学校）
の速報及び情報収集
※交通指導員、「見守り隊」、「こども110番の家」等への聞き取り
※個人写真・環境調査票やメール配信システムの活用（状況によっては、家庭訪問）
※他の児童の安否確認
※町内放送、マスコミ対応等を協議

警戒体制
管理職
第1次捜索
当該学年の担任 生活指導担当者
第2次捜索
第1次探索メンバー
+管理職 首席 教務主任 防災担当者
第3次捜索
全員

※地域自治会、PTA、連合町会長等、各種団体に連絡する。（教職員と共に探索）
※（必要に応じ）緊急対策本部を設置する。
※翌日以降の指導の検討。

2. 休日（課業日外）の場合

連絡を受けた者が、管理職へ速やかに報告。その後は、管理職の指揮のもとで対応。

関係職員の招集

情報収集 関係する児童等から情報収集

※捜索（危険箇所を念入りに）
※保護者との連携

警戒体制
管理職
第1次捜索
管理職 首席 教務主任 防災担当者
第2次捜索
第1次探索メンバー+学年主任
第3次捜索
全員

※関係機関への連絡（警察、消防、市教委、近隣学校）と速報及び情報収集
※交通指導員、「見守り隊」、「こども110番の家」等への聞き取り
※緊急メール配信システムの活用（状況によっては、家庭訪問）
※他の児童の安否確認
※町内放送、マスコミ対応等を協議

※地域自治会、PTA、連合町会長等、各種団体に連絡する。（教職員と共に探索）
※（必要に応じ）緊急対策本部を設置する。

校内事故発生時（傷病者発生）における緊急時の体制

1. 事前対策

ア 予防と危機回避

- 安全管理・安全点検
- 児童の健康診断、既往歴等の把握

イ 事故発生に備えた学校体制の確立

- 事故発生時の教職員の役割分担表を全員が着用している名札に入れておく。
- 緊急な場合に連絡する消防署、医療機関、関係諸機関の所在地及び電話番号等を、職員室、保健室等の見やすい場所に掲示しておく。
- 救命措置（AEDの使用と心肺蘇生）や応急手当等に関する講習を行う等、実際の対応ができるようにしておく。

2. 重大な事故発生時の対応について

ア 方針

- ・児童等の安全確保、生命維持最優先
- ・的確な判断・指示・対応
- ・正確な情報把握と記録、迅速な連絡・通報

イ 状況把握とその対応

○状況把握

- ・発生した事態や状況の把握と記録
- ・傷病者の症状の確認（意識・出血等）
- ・関係児童がいる場合の対応

○対応

～発見者の対応～

- ①状況を迅速に把握する。
- ②他の児童または職員に応援を呼んでくるように依頼する。
(発見者は傷病者から目を離さず、経過を観察し、必ず記録をする。)
- ③傷病者を、無理に動かさず安静にする。体位、保温、環境の整備について配慮する。
※周囲の安全が確保できない場合は、担架などで体を横にして運ぶ。
- ④救命処置（AEDの使用と心肺蘇生）や応急手当等を行う。

～応援者の対応～

- 養護教諭（職員A）⇒救命処置・応急手当の介助 バイタルサインの確認（脈拍・呼吸・体温等）
- | | | |
|-----|---|----------------------------------|
| 職員B | } | AED・担架・アレルギー対応の準備、救命処置の補助等 |
| 職員C | | 記録 観察を開始した時刻・行った処置とその時刻・5分ごとの症状等 |
- その他 ⇒他の児童への対応・配慮等
救急車が到着するまでに動線の確保、救急車要請等

～救急車の要請と保護者連絡～

〈救急車の要請〉 119

- ① 消防ですか？救急ですか？→救急お願いします。
- ② 名前、年齢、性別、学校の住所は？→緊急カードを参考に報告。
- ③ 現在の状況、事故に至った状況は？→すでに救急車は出動しているので落ち着いて！

要請後は正（西・南）門で救急車を誘導する。

〈保護者への連絡〉

担任(不在時は教頭等他の教職員)は、保護者へ事故の発生を連絡する。事故への対応の経過や児童の状況、搬送先等を伝えるが、保護者を不安にさせないように冷静に伝える。

その際、救急カード（職員室保管）を活用するが、取り扱いや保管には留意する。

救急車を使用しない場合・・・タクシーを使用する。

※ けが、病気等で病院へ行く場合は、緊急時を除き、必ず行く前に保護者に連絡する。

ウ 医療機関受診

○救急車には、教職員（状況に応じて管理職が決定）が同乗する。

・持参物品・・・救急カードのコピー・携帯電話・病院セット（養護教諭机上）

○同乗者は医療機関で医師から傷病の状況、診断、治療等を聞き、校長に報告する。また、保護者が到着した後も、児童に付き添い続ける。

○医療費はスポーツ振興センターの災害共済給付制度を活用する。

エ 養護教諭不在の際の留意点

☆ 救急搬送（救急車）・病院受診を判断する場合

- ① 内科的：呼吸困難、意識消失、てんかん発作等
- ② 外科的：頭部打撲（嘔吐、意識障害等）、出血多量、骨折の疑い等
- ③ その他、特に必要と判断する場合

医療機関の決定は保護者と相談して行う。

（希望やかかりつけ医の有無を確認！）

医療機関一覧のファイルは養護教諭の机上にあるため、参考にしてもよい。

3. 事後措置

○校長は、事故の概要の第一報を電話で教育委員会に報告し、事故の経緯を簡潔かつ正確に記録するとともに、情報を整理して、文書にて事故報告を行う。

○保護者に、事故発生状況について説明を行う。

○必要に応じて、学校医へ連絡する。また、事故の程度・状況により警察へも連絡する。

○事故を目撃した児童に対し、聴き取りを行うとともに、経過について説明する。また、混乱や動揺を抑えるとともに、噂や憶測により誤った情報が伝わらないよう十分な指導を行う。

○外部への情報を提供する場合、教育委員会と協議のうえ、窓口を一本化し、複数の異なる情報が交錯し、それにより混乱することがないように配慮する。

○児童の心のケアに努める。

○事故の原因をもとに、事故防止対策や安全点検を見直し、事故の再発防止に取り組む。

校内事故発生時の役割分担

情報は管理職へ

管理職

- 現場に到着次第、リーダーとなる
- それぞれの役割分担を指示
- 情報の収集、発生状況の記録

発見者

- 児童から離れずに観察を行う（教室内で観察、または担架で保健室に移動）
→けが？アレルギー症状？持病有の児童？
意識・反応はあるか？呼吸は正常か？
- 人を集める（大声、または、他の児童・教職員に応援を呼んでくるように依頼）
- 管理職が到着するまでリーダーとなり、記録をとる
- 児童を安静にさせておく（嘔吐がある場合は横向き、回復体位にする）
- 応急処置、心肺蘇生を必要に応じて行う
- AED やエピペンの使用

応急手当：養護教諭（または教職員 A）

- 救急セットを持って現場に向かう
- バイタルサインの測定
（体温、脈拍、SpO₂、呼吸等）
- 応急処置、心肺蘇生の介助

連絡：教職員 D および担任

- 管理職を呼ぶ
- 119 番通報
- 保護者への連絡（担任）
- 必要に応じて校内放送

その他：教職員 E（数人）

- 他の児童への対応・配慮
- 救急車到着までに、動線を確認しておく
- 応急処置、心肺蘇生の介助
- 救急車・救急隊の誘導
→なるべく多くの児童の目に
ふれないルートで案内する

準備：教職員 B・C

- AED・担架（体育館入り口）
- エピペン・内服薬等（職員室・ランドセル）
- アレルギー有児童用「緊急対応ファイル」（赤）
- 記録用紙

救命処置補助：教職員 B

- AED の準備
- エピペンの使用・介助
- AED の使用・介助

記録：教職員 C

- 5 分ごとに症状の記録
- 観察開始時刻
- エピペン使用・内服薬服用等の
処置を施した時刻

救急車に同乗

- ・必ず教職員が同乗（管理職が指示）
- ・医療機関から学校（管理職）へ報告
- 救急カードのコピー
- 携帯電話（校務用）
- 病院セット（養護教諭机上）

給食における緊急時の対応について

1. 異物混入・異臭等があった場合

(ア) 配膳時に発見した場合

- ・担任又は補欠教職員は配膳をやめ、現物を持ってできるだけ早く職員室に連絡する。
- ・現物を確認し、以下の判断をする。(給食担当→管理職)
 - ① 取り除く→安全性の確保。
 - ② 新しいものと交換→確保の仕方は同様とする。

〈中止の場合〉

異物(鋭利なもの、健康を害するもの)や異味、異臭のあった献立のみ中止し廃棄する。

(イ) 食べている途中で発見した場合

- ・クラスの給食を中断する。(異物や異臭の発見されていない献立も含めて)
- ・発見した児童以外の給食も異常がないか確認する。
- ・身体症状等がないか確認する。
- ・食べた人数・児童氏名の把握をする。
- ・発見した時点で現物を持って、できるだけ早く職員室に連絡する。
- ・現物を確認し、給食の続行・中止の判断をする。

(続行の場合)

- ① 取り除く→安全性の確保。
- ② 新しいものと交換→確保の仕方は同様とする。

(中止の場合)

- ・異物や異味、異臭等のあった献立のみ中止し廃棄する。

(ウ)いずれの場合も、管理職等が学級児童への説明を行う。事象によっては、全校児童や保護者に知らせる。

2. 食中毒および感染症の対応について

(ア) 予防と危機回避

- ・保健指導の充実
- ・給食指導の充実
- ・学級指導の充実

○ 校内組織体制

最初に気づいた者、知った者が、校内体制に基づき、組織的対応のスタートを切る。

3. 食物アレルギー事故の対応について

(ア) 予防と危機回避

- ・保健指導の充実
- ・給食指導の充実
- ・学級指導の充実
- ・個別指導の充実

(イ) 事故発生からの対応について

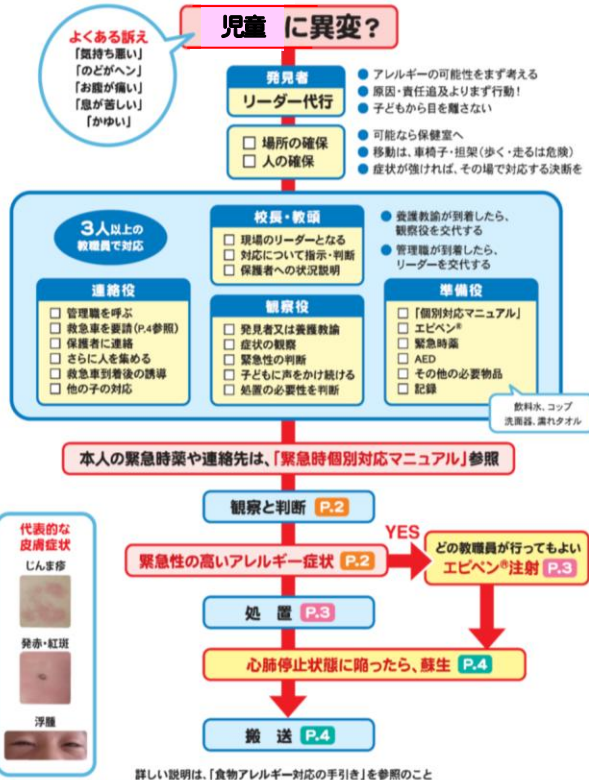
※各教室にある「アレルギー緊急対応マニュアル」と「経過記録票」、名札ケースに入れている「児童に異変？発見者は…」を参照

緊急時の役割分担	
A準備	
AED・担架（体育館入口）	
応急処置セット	
エピペン・内服薬（職員室・ランドセル）	
不審者対応さすまた（全教室・職員室）	
B連絡	城内小学校
救急車（119）	岸和田市南上町2
不審者（110）	丁目3-1
管理職を呼ぶ	☎072-422-
保護者への連絡	0310
校内放送	
C記録	アレルギーは経過記録票
時間・症状・処置・症状経過（5分毎1時間）	
D周囲への対応と介助	
ほかの児童への対応	
救急車の誘導	
心肺蘇生・AEDの介助と交代	
担架搬送の介助（足側から進む）	
管理職：役割分担と指示	
現場に到着したら、リーダーとなる	

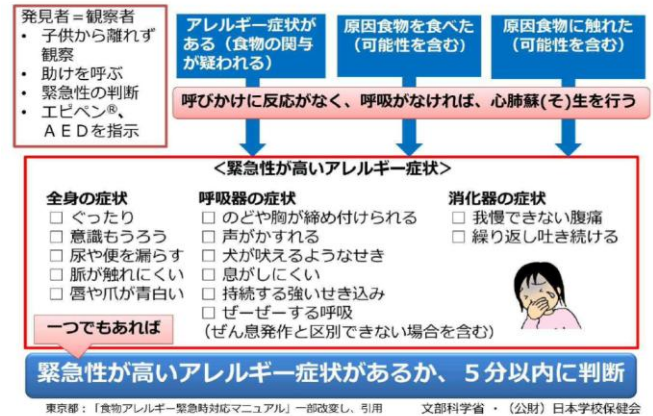
児童に異変？	発見者は
児童 から離れず観察（5分以内に判断！）	
① 声をかけ反応を見る	
応援を呼ぶ（緊急対応マニュアル持参）	
ケガ、出血部位の確認	
アレルギーか？	
持病があるか？	
② 呼吸確認 ふつう通りか？	
③ 心肺蘇生	
胸骨圧迫30回と人工呼吸2回	
★強く！（胸の厚さの1/3）	
★速く！（100回/分）	
絶え間なく！（中断は最小に）	
④ AED	
★水・汗を拭きとりパッド張る	
AEDの指示どおり、同時に心肺蘇生！	
⑤ エピペン	
管理職到着までリーダーとなる→裏へ	

P.1 アレルギー緊急時対応マニュアル

対応の流れと役割分担



緊急時の判断と対応



緊急性が高いアレルギー症状への対応

チームワークが大切

- 救急車を要請 (119番通報)
- ただちにエビペン®を使用
- 反応がなく呼吸がなければ、心肺蘇(そ)生を行う → AEDの使用
- その場で安静にする **立たせたり、歩かせたりしない!**

<安静を保つ体位>

ぐったり、意識もろろうの場合	吐き気、おう吐がある場合	呼吸が苦しくあお向けになれない場合
血圧が低下している可能性があるため、あお向けで足を15~30cm高くする	おう吐物による窒息を防ぐため、体と顔を横に向ける	呼吸を楽にするため、上半身を起こし後によりかからせる

その場で救急隊を待つ

救急車には、教職員が同乗する

詳しい説明は、「食物アレルギー対応の手引き」を参照のこと

P.3 エビペン®使用の手順

子どもに声をかけながら、できる限り複数の教職員で対応する。

- 1 注射ができる体勢を整える**
 - 仰向けに寝かせる
 - 自分は、子どもの脇に座る
 - 手足が動かないように押さえる
- 2 エビペン®をケースから取り出して、利き手で握る**
 - オレンジ先端が注射側、青色が安全キャップ
 - 利き手に「グー」で握る
 - 握ったら、できる限り持ち替えない
- 3 注射部位を決めてから、安全キャップを引き抜く**
 - 自分の位置と反対側の太ももが打ちやすい
 - 注射部位は、太もも前外側、足の付け根と膝の中央
 - スポンを脱がせる必要はない
 - ポケット内ものものに当たらないよう注意
 - 青い安全キャップを、真っ直ぐ引き抜く
- 4 太ももに注射する**
 - オレンジ色の先端を目標位置に軽くあてる
 - そのまま垂直にグッと押しつける
 - 「バン！」と音がしたら押しあてて5秒間待つ
- 5 注射完了の確認**
 - エビペン®を太ももからゆっくり離す
 - オレンジ色のニードルカバーが伸びていれば注射完了
 - 伸びていなければ、⑤に戻る
 - 使用後のエビペン®は、病院に持って行く
- 6 観察と記録**
 - 注射部位は、軽く揉む
 - 注射した時間を記録
 - 症状をよく観察する(分単位で変化する)

効果は1~2分で出現し、15~20分持続する

詳しい説明は、「食物アレルギー対応の手引き」を参照のこと

P.4 心肺蘇生とAEDの手順

- 1 反応の確認**
 - 肩を叩いて大声で呼びかける
 - 同時に **2 救急要請 119番**
 - AEDの手配
 - 人を集める
- 3 呼吸の確認**
 - 胸とお腹の動きを見る
 - 10秒以内に判断
 - 普段通りの呼吸をしていない
- 4 胸骨圧迫**
 - 必ず
 - 胸の真ん中を両手で圧迫
 - 強く(胸の厚さの約1/3)
 - 速く(100回/分)
 - 絶え間なく(中断は最小限に)
- 人工呼吸**
 - 可能なら
 - 2人以上で対応できれば実施
 - 胸骨圧迫30回+人工呼吸2回
 - 鼻をつまんで、下唇を上
 - 約1秒で胸が上がる程度に吹き込む
- 5 AED**
 - 準備中も胸骨圧迫をできる限り止めない
 - 電源を入れて音声ガイドに従う
 - 電極パッドを貼る(右上胸部、左下側胸部)
 - ショックの指示があったら、ショックボタンを押す
 - 直ちに胸骨圧迫を再開

救急車の要請 119番通報

どうしましたか?

5歳の園児が給食を食べたあと、呼吸が苦しいと言っています。

※生徒の様子を見ながら救急隊と常に連絡が取れるよう、自分の携帯番号を伝えて、すぐ受信できるようにしておく

伝えること

- アナフィラキシーで救急要請であること
- 学校名、電話番号、学校の住所
- 児童生徒の名前、性別、年齢
- 誤食したもの、現在の症状
- エビペン®の有無、使用の有無
- 自分(通報者)の名前、携帯電話

● 救急隊員を誘導する職員は、校門前で待機する

本マニュアルは、名古屋市教育委員会「食物アレルギー対応の手引き」(2013年12月発行)を補完するものです。また、各児童生徒の情報を書き込んだ「緊急時個別対応マニュアル」をセットで使用します。「手引き」及びこの「マニュアル」は、「名古屋市公式ホームページ」<http://www.city.nagoya.jp/> からダウンロードできます。引用・質問は 名古屋市教育委員会 学校保健課 (電話052-972-3247) までお問い合わせ下さい。

○担任や養護教諭等は、救急隊員に当該児童の使用済みエピペンを渡し、個別の「食物アレルギー対応ファイル」（職員室ロッカーの安全カードの棚下）の中にある「学校生活管理指導表」や、保護者から得ている情報及び「当月個人別アレルギー献立表(原本)」で確認し、当日の除去食対応等、必要な事項を伝える。

○他の児童には、経過について説明する。また、混乱や動揺を静めるとともに、噂や憶測により誤った情報が伝わらないよう十分な指導を行う。

○症状に応じて処方された内服薬がある場合は服用させる。エピペンを処方されている場合は緊急性があると判断したら、ためらわずエピペンを打つ。

○皮膚等についた飛沫は流水で洗う。

○緊急性がない場合、少なくとも1時間は5分ごとに症状を観察する。症状が回復しても、一人では下校させず、保護者に連絡し、発生した症状を説明した上で、医療機関での受診を勧める。

〈保護者への連絡等〉

○担任（不在時は教頭など他の教職員）は、保護者に連絡し、経過や症状、搬送先等事実を伝える。また、主治医及び学校医に連絡する。

○校長と担任は、速やかに医療機関に駆けつけ、児童を見舞うとともに、保護者に状況を詳しく説明する。

○事故の概要の第一報を電話で教育委員会に報告し、文書にて事故報告を行う。

〈事後措置〉

○事故の経緯を簡潔かつ正確に記録するとともに、校長は情報を整理して学校給食課へヒヤリハット及び事故報告を行う。

○教頭は、担任、養護教諭等関係者から情報を集め、経緯や行った対応等必要な事項を詳細に記録する。

○校長は原因、対応等を分析し、校内の体制見直しや研修等の再発防止策を講じる。

○児童の心のケアに努める。

（ウ） 安全教育の充実

〈事故発生に備えた学校体制の確立〉

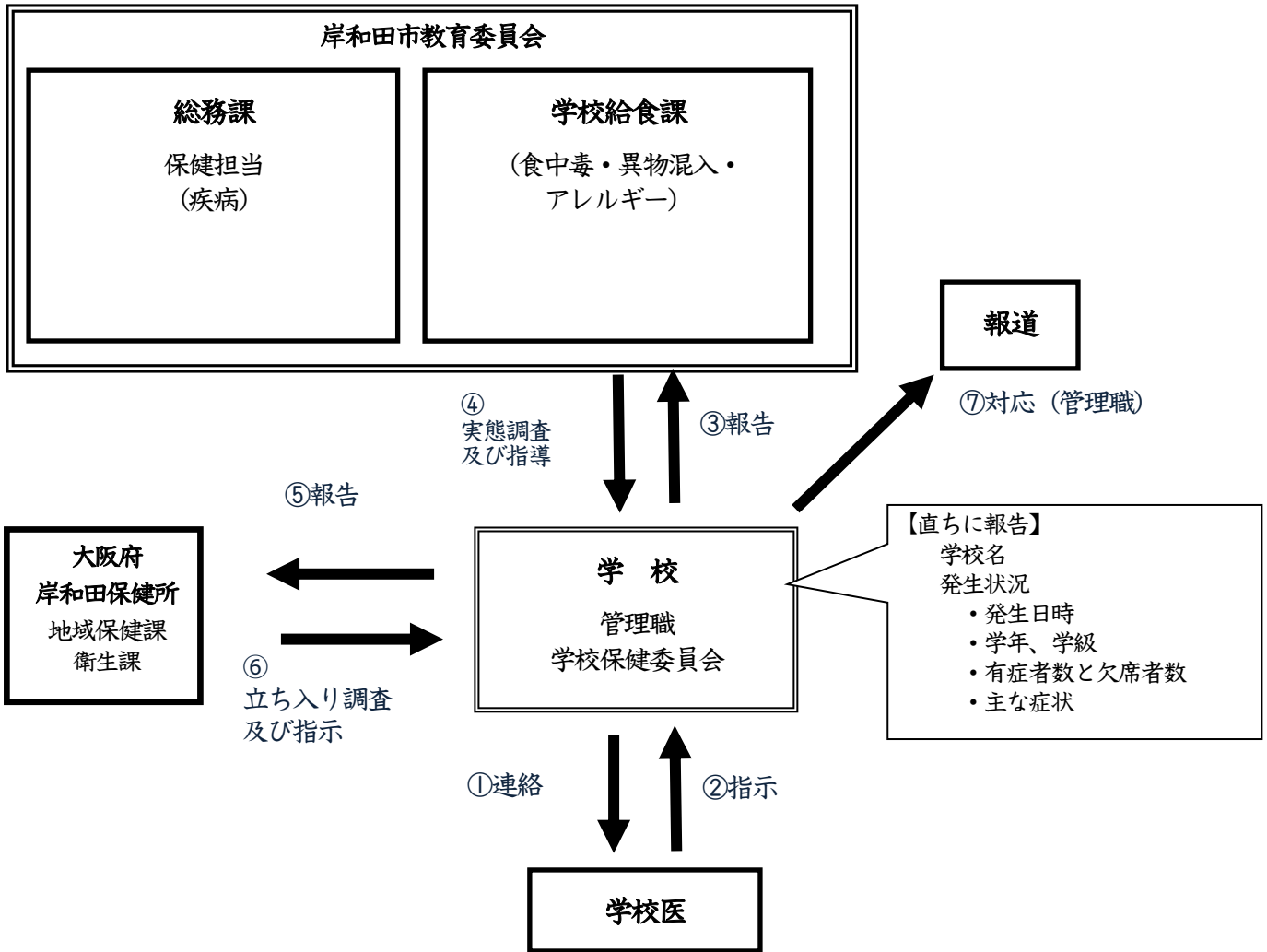
○教職員が、食物アレルギーやアナフィラキシーに関する知識を持つようにする。

○校長は、アレルギー対応委員会を設置し、組織的な対応を行う。

○救急法の講習会を行うなど、エピペン使用方法や心肺蘇生（AEDの使用を含む）、応急手当等について実際に対応できるようにしておく。

○食教育の中で、児童が食物アレルギーについて正しい知識を持ち、自ら食生活の改善や自己管理が可能となるよう留意する。

【食中毒および感染症等発生時の体制】



火災・地震発生時の対応について

1. 地震、津波の発生時の対応について

(ア) 事前対策（予防と危機回避）

- ・避難訓練の実施
- ・安全教育の充実

(イ) 校内組織体制

- ・児童の避難
- ・重要書類等の安全な場所への搬出、保管
- ・必要に応じて地域住民を避難所として受け入れる体制を準備
- ・学校早期再開計画

[児童への対応]

調査（健康状態、所在、家庭環境、学用品）

対応（ケア、見舞い、臨時教育計画の作成、教科書等受給）

[施設・備品などへの対応]

破損状況調査、清掃、片付け、学習場所の確保

[臨時教育計画の実行]

新通学路の決定

授業形態、教育課程の作成（登校時刻、学習時間・内容、下校時刻）

教職員は、可能な限り、学校再開に向けての必要な行動を優先

[転出入、就学援助]

教育委員会への連絡、転出書類等の作成・保管

(ウ) 連絡体制

不審者侵入の危機発生時の連絡体制に準ずる

(エ) その他

その他の災害の具体的な対応に関しては、以下の文書を参照し、対応すること。

●災害等の発生の場合

「岸和田市 災害応急対策 職員初動マニュアル〔改訂版〕」

（平成10年9月）

「岸和田市地域防災計画 第1編～第4編」

（平成17年8月）

●台風等の接近の場合

「平成21年度 防災に関する市立学校園の対応について（通知）」

（平成21年5月26日付 岸教教総号外）

- (1) 職員の業務 警報に従い、児童を避難誘導した後、分担業務につく。
- (2) 合図 校内放送をする。
- (3) 避難場所 災害により異なるが、校庭、校外へ避難する。
- (4) 避難時の注意事項と学級指導
 - 指導者の指示に従う。
 - 迅速に行動する。
 - 教室、廊下の窓を閉める。鍵はかけない。（火災時）
 - 校舎内、廊下、階段は走らない。
 - 火災等の場合、ハンカチ等で口、鼻をおおい、床面に近い姿勢で歩行する。
 - 2学年以上が出会った場合は、低学年を優先させる。

震度5弱以上	<p>① 登校前（午前7時まで）⇒臨時休業 ※午前7時から始業時間までに発生した場合、学校対応は②に準じる。</p> <p>② 始業時間後⇒授業中止 学校のマニュアルに基づき対応する。 ※学校が安全に学習できる環境に復旧すれば、保護者へ連絡する。</p> <p>③ 休日の翌日⇒原則、臨時休業 授業を行う場合は、保護者へ連絡する。</p>	津波警報・大津波警報	◆同左
震度4以下	<p>④ 原則、平常時対応 余震の状況、学校施設や通学路の状況等、安全確保上問題が生じる恐れがある場合は、校長の判断で臨時休業、授業の繰り下げ等の措置を行う。 ※臨時休業の際は、校長が状況を判断し、教育委員会へ報告した上で対応する。</p>		◆原則、平常時対応 避難者の状況等により、授業の中止、授業の繰り下げ等の措置を行う。

2. 災害応急対策に伴う職員動員体制について

分類	配備体制要件	参集職員数	職員
警戒態勢	災害のおそれがあるが、時間、規模等の推測が困難なとき (例：震度4、気象警報等)	市教委の指示があった場合（管理職）	校園長・教頭
A号体制	小規模の災害が発生したとき (例：震度4、津波警報、気象警報等)	管理職並びに校園長の判断する教職員 (職員数の4分の1)	校長・教頭・首席・学年主任
B号体制	中規模の災害が発生したとき (例：震度5弱以上、津波警報※2、特別警報等)	管理職並びに校園長の判断する教職員 (職員数の2分の1)	校長・教頭・首席・学年主任・養護教諭・担任・防災担当等
C号体制	大規模な災害が発生したとき (例：震度6弱以上※3、大津波警報※2、特別警報等)	管理職並びに校園長の判断する教職員 (全職員)	全職員

3. 事後対策について

- ・災害対応の状況を全職員で振り返り、次回の対応に向けて振り返りを行う。
- ・振り返りをもとに、マニュアルの見直しを行う。

Jアラートによるミサイル発射情報が発信された場合

登校前に発信された場合
○「ミサイル発射。避難してください。」※1「直ちに避難。ミサイルが落下する可能性があります。」 ※2「ミサイルが〇〇地方に落下した可能性があります。」※3⇒ 自宅待機 。 ○※3で「大阪府域内に落下」の情報が発信された場合⇒ 臨時休業 。 ○「日本上空を通過した」「日本の領海外の海域に落下した」等の情報が発信され、安全が確認された段階 ⇒ 自宅待機を解除（授業の繰り下げ等） 。 ○授業の再開等については、学校から連絡。
在校時に発信された場合
○授業や活動を中断。 ○屋外にいる場合は校舎内に避難させ、校舎内では机の下に隠れる等、安全確保。 ○完全に安全が確認されてから、授業や活動を再開。
登下校中に発信された場合
○学校か家、近いほうに向かうように指導。 ○上記が選択できないような場合は、「できる限り速やかに近くの頑丈な建物に避難」、「適当な建物が近くにならない場合は、物が落ちてこない、倒れてこない、移動してこないような場所に身を隠すか、地面に伏せ頭部を守る」等の指導。 ○登下校中の安全確認については、家庭でも情報収集の方法や対応について話し合ってもらうように啓発。

クマ出没情報への対応

- クマの出没情報が知らされた場合、最新情報を収集し、状況に応じて緊急対応が必要かを判断し、適切に対応する。

気象警報発令時の対応について

1. 事前対策

- 定期的な避難訓練の実施(一斉下校など)
- 校区巡回による通学路の安全点検
- 緊急時引き渡しの確認

2. 気象警報発令時における対応

- 自然災害に伴う、「特別警報」、「暴風警報」、「大雨警報」が発令されている(発令された)場合

- ① 午前7時現在、岸和田市に発令されている場合 ⇒臨時休業
- ② 午前7時～始業時間で、岸和田市に発令された場合 ⇒臨時休業
- ③ 始業時間以降、岸和田市に発令された場合 ⇒授業中止(授業の繰上げ等)

- 自然災害に伴う、「特別警報」、「暴風警報」、「大雨警報」以外の警報(洪水警報、波浪警報、高潮警報)が発令されている(発令された)場合

- ①岸和田市に発令された場合 ⇒ (原則的に)平常対応
- ②子どもたちの安全確保上問題が生じるおそれがあると判断した場合
⇒ 臨時休業・授業(保育)時間の繰上げ・繰り下げ等の措置を講じる

- 自然災害に伴う、城内地区(上町、南町、南上町、岸城町、土生町2丁目)に避難情報(「高齢者等避難」「避難指示」)が出ている又は出された場合

- ① 午前7時現在、城内地区に発令されている場合 ⇒臨時休業
- ② 午前7時～始業時間で、城内地区に発令された場合 ⇒臨時休業
- ③ 始業時間以降、城内地区に発令された場合 ⇒授業中止(授業の繰上げ等)

3. 災害発生時の役割分担

最終判断…校園長
外部メール等対応…教頭
外部(警察・教育委員会・幼稚園等)へ連絡対応…事務職員
児童への全体指示…首席
救護対応…養護教諭
書類持ち出し…教職員
通学路安全点検…教職員
児童の誘導…教職員

4. 事後処置

- 引き渡し下校等を実施後、振り返りを行う。
- 振り返りをもとに計画を見直し。次回につなげていく。